

令和 5 年（ワ）第 1065 号 損害賠償請求事件

原告 谷 俊 二

被告 小 市 琢 磨

### 第 3 準備書面

令和 6 年 4 月 16 日

神戸地方裁判所 第 5 民事部 3A 御中

被告訴訟代理人弁護士 稲 垣 仁 史

同 山 本 律 宗



本書面は、令和 6 年 3 月 31 日付け原告準備書面 2 に対して、必要な範囲で反論を行うものである。

#### 第1 乙第 31 号証について

原告は、乙第 31 号証について、「発行元である経済産業省がロコモ社に  
関する公的な証明書を確認した上で、上記リストにロコモ社の情報を掲載  
したものとは考えられない。」と述べる。

しかしながら、「大使館及び JETRO 等から得られた情報を基に 1 次リス  
トを作成し、」とあり、大使館や JETRO といった公的機関がカンボジア王  
国が作成した公的な資料を確認することなく、リストを作成することはあ  
り得ない。ましてや、「ASEAN 現地専門事業者リスト（法律・会計・ビジ  
ネスアドバイザー）」は、「海外展開を検討中の医療法人をはじめとした事  
業者の皆様が、対象国において情報収集及び各種申請・手続き等を進める  
際にご相談できる現地の協力事業者を整理して、一覧表にとりまとめた」  
ものであり、経済産業省の名前で発行するものであって、一般通常人であ  
っても確認ができる程度の情報に誤りがあれば、法的か道義的かは別にし  
て、その責任を追及されることは必至であるから、少なくとも、法人登記

を含むカンボジア王国が整え、一般通常人に公開する公的な資料については確実に確認をしているといえる。

したがって、当該リストの情報は正確であり、原告の主張は当たらない。

## 第2 原告の主張に対する反論

### 1 甲第 17 号証及び甲第 18 号証について

- (1) まず、甲第 17 号証及び甲第 18 号証は、いずれも原告が依頼するカンボジア王国の弁護士が作成したものであり、カンボジア王国の商業省及び税務当局に対する調査結果そのものではなく（要するに、一次資料ではない。）、記載内容に恣意的な記載があることは否めない。

次に、甲第 17 号証の「商業省への照会」にある記載部分は、従前の被告の主張と同様に「検索システムは、2015 年 12 月 29 日付事業の自動システムへの再登録に関するプラカス第 300 号に従わずに会社のオンライン登録を実施していない場合、当該データは表示されない。」との記載がある。そのため、むしろ被告の主張を裏付ける記載である。

もっとも、当該弁護士が強調したいのは、「つまり、2015 年当時にカンボジア王国内に会社が存在したのであれば、会社のオンライン登録をしなかったということ自体が許されるものではありません。」という部分であると思われるが、被告の主張するところの言動が刑罰法規に触れるか否かという点は、本件とは全く関係のない事柄である。なお、2016 年のオンラインシステムへの再登録については、多くの企業がこれを行わなかったというのが実情である。

したがって、「商業省への照会」部分は、被告の主張に対する反論たり得ない。

- (2) 当該弁護士は、「税務当局への照会」にある記載部分において、縷々、記載しているが、そもそも「税務当局」がどこを指すのか不明であって、その

回答の当否を判断するに足りない。また、当該弁護士は「2024年3月6日、私は、税務当局において、2014年当時、LOCOMO CO.,LTD.社が登記データ上存在したかについて、照会しました。その結果、私は、「2014年当時、LOCOMO CO.,LTD.社は存在しなかった。」という回答を得ました。」とするが、なぜ、登記のことをカンボジア王国の商業省に照会した際に併せて照会するのではなく、税務当局に照会しているのかも不明である。さらに、当該弁護士は、「税務当局の登録データは、……」と述べているが、当該弁護士が税務当局へ照会したのは、あくまでも2014年当時、登記データ上にロコモ社が存在したか否かということであって、税務当局の登録データ上にロコモ社が存在したか否かということではないから、小括自体の前提に明らかな誤りがある。

したがって、「税務当局への照会」部分も被告の主張に対する反論たり得ない。

- (3) 以上の次第であるから、当然、総括部分である「まとめ」に記載された事項も誤りである。

## 2 「CEO」と代表取締役は別物であること

原告は、縷々述べるが、「CEO」との記載があるからといって、一般的に、必ずしも法人の代表権を有する者を指すとは限らないから、原告の主張は当たらない。

すなわち、「CEO」とは「Chief Executive Officer」（最高経営責任者）を意味し、会社の存在意義や目標を明確にしなが、経営計画や事業戦略といった中長期的な計画や戦略を策定する役割がある。しかしながら、代表取締役とは異なる職位であり、会社法上の権限や責任はない。そのため、「CEO」との肩書きがあるからといって、代表取締役を指す訳ではない。

なお、甲第22号証の作成者は、「カンボジアビジネスパートナーズ」を運営する者であるから、その運営者が誤って被告の肩書きを「ロコモ 代表

取締役」と記載したとしても、被告がその責任を負わされるいわれはない。また、甲第24号証のX（旧Twitter）における被告の投稿内容をもって原告は「投稿内容からすれば、……妻が実質的に、かつ、名義上も、法人（ロコモグループ社）を経営していると考えられる。」と結論づけるが、そのような事実はないし、また、当該投稿がなされた文脈や場面等を明らかにすることなく、単に当該投稿の内容だけをもって先の結論を出すことはそもそも不可能である。

### 第3 既に2016年以前の資料は廃棄済みであること

原告は、ロコモ社を含む被告が関与した会社に関する資料が提出されていないことについて縷々述べて論難する。

この点、被告は、2016年に自身の事業を整理統合してロコモグループのみ登録し、ロコモ社は再登録を行わなかった。被告は、この統廃合に伴って不必要となった他の会社の資料は、倉庫整理の際に廃棄をしている（乙第46号証）。そのため、そもそも被告の手元には、限られた資料しか手元に残っていないのであるから、提出できる資料にも限りがあるのは当然である。

したがって、原告の主張は当たらない。

以上

令和5年(ワ)第1065号 損害賠償等請求事件

原告 谷 俊 二

被告 小 市 琢 磨

証 拠 説 明 書

令和6年(2024年)4月16日

神戸地方裁判所第5民事部3A 御中

被告訴訟代理人 弁護士 稲 垣 仁

同 山 本 律



号証	標目	作成日	作成者	立証趣旨
乙46	「16年前のブ ンペン都」で始 まるFacebook ページをプリン トアウトしたも の 写し	R6. 4. 16 (印刷をし た日)	作成者：被告 印刷者：被告 代理人	被告が2016年に倉庫の整理を して、ロコモ社を含む不要な会社 の資料を廃棄したこと等